

お知らせ なんたん



第66号(3の1)平成20年10月10日発行

今回のお知らせ内容

3の1 枚目 (緑色)

- 【表】・長寿(後期高齢者)医療保険料について
- ・長寿(後期高齢者)医療保険料の支払方法の変更について
- ・10月から国保税の年金からの特別徴収が始まります

- 【裏】・ジヤトコフェスタIN八木・京都 2008
- ・「薬と健康の週間」を実施します
- ・「お知らせなんたん第65号」掲載内容のお詫びと訂正
- ・「お花教室」参加者を募集します
- ・社交ダンス初心者講習会のご案内
- ・氷室の郷から「石けん作り体験」のお知らせ
- ・なんたんテレビ番組表(10月16日~31日)

3の2 枚目 (オレンジ色)

- 【表】・南丹市競争入札参加資格申請の追加受付について
- ・交通安全はみんなの願い
- ・第3回「キラリなんたん！」実行委員を募集します
- ・11月の母子保健事業日程表
- ・「きこえと補聴器の相談会」のご案内

- 【裏】・日吉町生涯学習センター「狂言」のお知らせ
- ・遊youひよし「ビデオ上映会」のお知らせ
- ・日吉町文化祭のお知らせ
- ・「日吉町生涯学習センターパソコン教室」受講生募集
- ・明治国際医療大学第31回「たには祭」を開催します
- ・“天地ノ音 あめつちのこえ”豊年祭奏舞開催のご案内
- ・美山育成苑「第17回苑まつり」を開催します
- ・「美山やすらぎホームふれあいまつり」を開催します
- ・京都府最低賃金改定のお知らせ

3の3 枚目 (青色)

- 【表】・「健康・生きがい講座」を開催します
 - ・行政相談所・心配ごと相談所開設のご案内
 - ・マイ・バック・キャンペーンを実施しています
 - ・「第1回 レインボーカップ バスケットボール大会」開催
 - ・第26回南丹市八木駅伝競走大会参加者を募集します
 - ・小規模企業共済制度、経営セーフティ共済のご案内
- 【裏】・第6回「まちや工芸市」開催のご案内
 - ・発達障害支援講座「サポートブックの作り方」を開催します
 - ・平成20年度「女性の館」文化祭のご案内
 - ・膠原病(こうげんびょう)個別相談のご案内
 - ・「ぜんそく児の家族教室」の参加者を募集します
 - ・秋の健康ウォーキングの参加者を募集します
 - ・丹波自然運動公園からのお知らせ
 - ・オウム真理教特別手配被疑者の検挙にご協力を!

長寿(後期高齢者)医療保険料について

長寿(後期高齢者)医療制度加入の前日まで会社の健康保険や共済組合の被扶養者であった方は、10月から保険料をお支払いいただくこととなります(手続きの必要はありません)。お支払いの手間をお掛けしないよう、原則として年金からのお支払いとなります。(場合によっては、納付書などでお支払いいただくこともあります)なお、特例措置として、平成20年度は4月から9月までの保険料は免除し、10月から保険料額の9割を軽減した、均等割額の1割のご負担となります。(お支払いいただく保険料額は、2,255円です)年金からのお支払いの場合、申し出により支払方法を変更していただくことができますので、本紙右上の記事「長寿(後期高齢者)医療保険料の支払方法の変更について」をご確認ください。

問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL(0771)68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木(0771)68-0022
日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041

長寿(後期高齢者)医療保険料の支払方法の変更について

長寿(後期高齢者)医療保険料について、特別徴収(年金天引き)で納めていただく方のうち、下記、いずれかの要件を満たす方は、保険料の納付方法を特別徴収から普通徴収(口座振替)に変更が可能です。

11月28日までに申し出をされると平成21年2月の特別徴収から普通徴収に変更となります。12月1日以降に申し出された場合は、申し出の時期により支払方法変更の時期が異なりますのでご了承ください。

国民健康保険の保険料を確実にお支払いいただいていた方(被保険者本人)が、口座振替(ご本人の口座)によりお支払いいただく場合、被保険者の年金収入(非課税年金除く)が180万円未満であり世帯主または配偶者がいる方で、その世帯主または配偶者が、被保険者の保険料を代わって口座振替によりお支払いいただく場合

申出方法 事前に要件に該当することを下記問合せ先でご確認の上、金融機関の窓口にて口座振替の手続きを行っていただいた後、専用の申出書を国保医療課または各支所健康福祉課へ提出してください。(申出書は、国保医療課および各支所健康福祉課にあります)

持参いただくもの 口座振替申込者控分(ご本人控え) 印鑑
代理の方が申し出いただく場合は、委任状と代理でお越しになる方の身分証明書をご持参ください。

<確定申告時の社会保険料の控除について>

お支払い方法により、税金の控除ができる方が異なります。

年金天引きの場合	年金の受給者に、社会保険料控除が適用されます。(年金天引きの場合、本人以外の社会保険料控除に適用できません)
口座振替または納付書の場合	口座振替または納付書により保険料を支払った方に、社会保険料控除が適用されます。

問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL(0771)68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木(0771)68-0022
日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041

10月から国保税の年金からの特別徴収が始まります

国民健康保険について、65歳から74歳までの方のみが加入されている世帯においては、本年より世帯主の方の年金から国民健康保険税を納付いただくことになっています。南丹市においては10月受給分の年金から特別徴収が開始されます。

ただし、下記の、いずれの要件も満たす方は、納付方法を特別徴収(年金天引き)から普通徴収(口座振替)に変更が可能です。申出書提出の時期により納付方法変更の時期が異なりますのでご了承ください。普通徴収への変更をされない方は、特に手続きをしていただく必要はありません。

これまで、保険税を滞納することなくお支払いいただいている方
これからの保険税を、口座振替によりお支払いいただける方

申出方法 事前に金融機関の窓口にて口座振替の手続きを行っていただいた後、専用の申出書を国保医療課または各支所健康福祉課へ提出してください。(申出書は、国保医療課および各支所健康福祉課にあります)

持参いただくもの 口座振替申込者控分(ご本人控え) 印鑑
代理の方が申し出いただく場合は、委任状と代理でお越しになる方の身分証明書をご持参ください。

注意事項・すでに口座振替によりお支払いいただいている方は、新たに口座振替の手続きをしていただく必要はありません。申出書のみ提出してください。
・申出書提出者の方には納入(更正)通知書をお送りしますので、ご確認ください。

問合せ先 国保医療課 国保年金係 TEL(0771)68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木(0771)68-0022
日吉(0771)68-0032 美山(0771)68-0041

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。